

岡山ヘリテージマネージャー登録要領

(目的)

第1条 岡山県建築士会（以下「建築士会」という。）は、歴史文化遺産を活用し、保存し、街づくりに参画できる能力を有する人材を「岡山ヘリテージマネージャー」として登録する。

(登録の要件)

第2条 岡山ヘリテージマネージャーは岡山県地域文化財建造物専門家（ヘリテージマネージャー）養成講習会を修了した者とする。

(登録の申請)

第3条 岡山ヘリテージマネージャーの登録をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は様式第1号に次の書類を添付し、建築士会に登録を申請しなければならない。

- (1) 岡山ヘリテージマネージャー登録原票（様式第2号） 1部
※写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身・無帽・背景なし）を貼付
- (2) 岡山県ヘリテージマネージャー養成講習会の修了証の写し 1部
- (3) 建築士の免許を証する書類の写し 1部
- (4) 証明証用写真 1枚（縦4cm×横3cm、上半身・無帽・背景なし） ※（1）に貼付

(登録原簿への登録)

第4条 建築士会は、前条により登録の申請があった場合は、岡山ヘリテージマネージャー登録原簿に登録する。

- 2 建築士会は、前項の規定により登録を行った場合は、様式第3号により登録申請者にその旨を通知する。

(登録内容の変更)

第5条 岡山ヘリテージマネージャー登録原簿の登録者（以下「登録者」という。）が、登録内容を変更した場合は、様式第4号により速やかに建築士会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消)

第6条 建築士会は、次の各号の一に該当する場合は、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が抹消を希望したとき
- (2) 登録者が建築士法に基づく建築士の免許を失ったとき

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。